十七×十三センチメートル片面には、マリアと天使が描かれている。四人の使徒と四つの十字架が描かれている。	平成十五年九月二十日
十字架にはりつけにされたイエス・キリストとともう一つの十字架は、マリアと天使が描かれている。四人の使徒と四つの十字架の分には、それぞれ十字架にはりつけにされたイエス・キリストとともう一つの十字架は、マリアと天使が描かれている。	平成二十四年四月十三日

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百六十三号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十三日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表中百十九の項を百二十一の項とし、七十五の項から百十八の項までを二項ずつ繰り下げ、七十四の項の次に次のように加える。

七十五　証明規則第二条第一項第二十一号の二に掲げる無線設備	別表第八十一
七十六　証明規則第二条第一項第二十一号の三に掲げる無線設備	別表第八十二

別表第五十を次のように改める。

別表第五十　証明規則第２条第１項第21号及び第22号から第23号の３までに掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

(2)　その他の場合

(1)の環境による試験に加え、周波数の偏差については、次に掲げる試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

ア　ＰＨＳの中継局（証明規則第２条第１項第23号の２の無線設備をいう。）及びＰＨＳの試験局（証明規則第２条第１項第23号の３の無線設備をいう。）においては、温湿度試験及び振動試験

イ　ＰＨＳの基地局においては、温湿度試験

２　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2)　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

４　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

５　測定器の較正等

(1)　測定器は較正されたものを使用する。

(2)　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定」等に記載されている設定ができるものに限る。

６　その他

(1)　本試験方法は、空中線電力を測定できる試験用端子のある設備であって、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

ア　試験周波数設定機能

イ　強制送信制御機能（送信区間における１タイムスロット分以上の継続的バースト送信）（注）

ウ　強制受信制御機能（受信区間における１タイムスロット分以上の継続的バースト受信）